

福岡市公報

令和2年6月1日 第6678号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目 次 —

ページ

教育委員会

○福岡市教育委員会事務局組織規則の一部改正(規則第21号) …………… 1

教育委員会

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年6月1日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第21号

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会事務局組織規則(昭和47年福岡市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

「生徒指導課

第2条中 生徒指導第1係 を削る。

生徒指導第2係 」

第3条第1項中生徒指導課の分掌事務を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

(ユニット制組織に配置する課長及び係長)

第4条の2 別表第2に掲げる部は、ユニット制組織(その組織の長が当該組織に置かれる課長(課に置かれる課長を除く。)、係長(係に置かれる係長を除く。)、主任人事主事等(第6条第1項の主任人事主事等で、課に置かれる主任人事主事等を除く。以下この条において同じ。))及び職員の指揮命令系統を決定する権限を有する組織であって、課長、係長、主任人事主事等及び職員のいずれもが指揮命令を受ける直属の上司を1人だけ有するものをいう。)とする。

2 前条の職員のほか、別表第2に掲げる部に、同表に掲げる部の分掌事務を処理する同表に掲げる職名の課長又は係長を置く。

3 別表第2に掲げる職名の課長又は係長は、職員のうちから命じる。

4 別表第2に掲げる部の部長は、当該部に置かれる課長、係長、主任人事主事等及び第

8条第1項の職員について、これらの者が指揮命令を受ける直属の上司が1人となるように、指揮命令の系統を決定する。

5 別表第2に掲げる職名の課長及び係長は、上司の命を受けてそれぞれが所属する部の部長の指定する事務を処理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

6 第2項に定める課長及び係長について必要な場合は、別表第2に定める職名以外に部で定めた呼称を用いることができる。

第5条第1項中「前条」を「前2条」に改める。

第5条の2第1項中「前2条」を「前3条」に、「別表第2」を「別表第3」に改める。

第6条第1項中「前3条」を「第4条から前条まで」に、「及び特命担当の課長」を「特命担当の課長及び別表第2に掲げる部」に改める。

第7条第1項中「前4条」を「第4条から前条まで」に改める。

第8条第1項中「課に」を「課及び別表第2に掲げる部に」改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、別表第2に掲げる部の職員については、同表に掲げる部の部長が同表に掲げる係長について定める。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別表第2に掲げる部の職員の職務分担は、同表に掲げる係長が同表に掲げる部の部長の承認を受けて定める。

別表第2 3 主査の表中

指導部	学校指導課	保幼小中連携
	生徒指導課	学校安全・安心推進

を

指導部	学校指導課	保幼小中連携
		学校安全・安心推進

に改め、

同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

所属	課長		係長	
	職名	数	職名	数
指導部	生徒指導課長	2	生徒指導係長	3

附 則

この規則は、公布の日から施行する。